

一般医療機器

*歯科材料(09) 歯科用研削材料
歯科用ダイヤモンドバー JMDNコード: 16670000

ニエツトバー

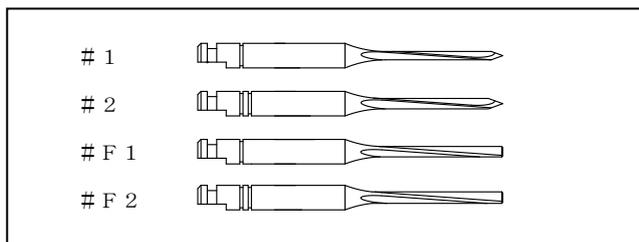
【禁忌・禁止】

＜使用方法＞

- (1) 本品を変形させたり切削したりする等の加工・改造は行わないこと。
- (2) 本品の汚れ除去時には、ワイヤーブラシ・ヤスリ等鋼鉄工具を使用しないこと [サビの発生・破折・性能・品質等の低下となる]。

【形状・構造及び原理等】

本品の材質は、ステンレス鋼およびダイヤモンド砥粒である。



＜原理等＞

本品は、歯科用ハンドピースに装着し、回転させて使用する。

【使用目的又は効果】

微細なダイヤモンド結晶で砥着されたスチール製の作業部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、歯牙を研削するために用いる回転式の研削器具をいう。

【使用方法等】

＜使用方法＞

治療時に、患部に3 Mix-MPを充填するための、貼薬着座を本品にて形成する。その後は通法に基づき治療を行う。

【使用上の注意】

- (1) 器具の正しい使用のため、添付文書の注意・指示事項に従うこと。
- (2) 製品の仕様は改良のため、お断りなく変更することがありますのでご了承ください。
- (3) 本品は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
- (4) 本品は、刃物ですので取り扱いには充分注意すること。
- (5) 使用目的以外の目的で使用しないこと。また、折損・曲がりなどの原因になり得るので使用時に必要以上の力を加えないこと。

＜使用方法に関連する使用上の注意＞

- (1) 本品は未滅菌のため、使用前に必ず洗浄・滅菌を行うこと。
- (2) 本品は、患部へのホール形成に用いるため、低速の適当な速度で回転させ、無理な力をかけないこと。
- (3) 本品のハンドピースへの装着は、口腔外にて脱落したり器具の破損などにつながらないよう確実に奥まで挿入し、固定されていることを確認すること。
- (4) 本品は、使用前にハンドピースに装着して回転させ、芯ブレ等使用に支障のないことを確認すること。使用に適さない場合には、新しいものと交換すること。
- (5) 本品は使用前に、必ずサイズを確認すること。
- (6) 本品の使用後は、直ちに洗浄・滅菌を行って下さい。

【保管方法及び有効期間等】

＜保管方法＞

- (1) 錆びる恐れがあるため水分が付着したまま保管しないこと。
- (2) 本品はステンレス製ですが、湿度の高い場所に長時間放置しますと錆びて器具に装着出来なくなる恐れがありますので、湿度が低く、清潔な場所に保管して下さい。
- (3) 本品は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。
- (4) 金属たわし、クレンザー(磨き粉)などは、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時に使用しないこと。
- (5) 滅菌済みのものを保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

1. 製造販売業者
株式会社 デンテック
〒174-0053 東京都板橋区清水町53番5号
TEL: 03-3964-2011
FAX: 03-3962-5624
2. 販売業者
株式会社 日本歯科商社
〒110-8530 東京都台東区上野5-12-8
TEL: 03-3625-3111
FAX: 03-3625-1110